

労働災害

| NO | 日時    | 工種   | 被災部位 | 事故の型       | 事故概要   | 再発防止策   |
|----|-------|------|------|------------|--|---|
| 1  | 4月7日  | その他  | 手の甲  | 切れ・こすれ     | <p>道路災害復旧工事の準備工において、道路法面上にてチェーンソーによる立木伐採作業中に転石で足元が不安定になり転倒した。その際に使用中のチェーンソーが落下し、手の甲が刃に刺さって受傷した。</p> <p>【人的原因】<br/>・スパイク付き作業靴を履いていたが、移動時の足元の確認が不足していた。</p> <p>【物的原因】<br/>・転石が落ち葉で隠れ確認できなかった。</p>  | <p>【人的対策】<br/>・要注意箇所(浮き根等)にスプレーにて赤マーキングし、移動時等の確認を容易にする。</p> <p>【物的対策】<br/>・法面に堆積している落ち葉を除去し、転石を確認した際には除石を行う。</p> <p>【管理的対策】<br/>・伐採作業時には、チェーンソー対応の防刃手袋を着用する。</p>  |
| 2  | 4月25日 | 建築工事 | 指    | 切れ・こすれ     | <p>受水槽解体において、分別のため内部に設置されている発泡スチロールを事前に撤去するにあたり、受水槽の蓋を開けるのに、施設されている南京錠を開錠しようとしたが、鍵が無く、セーバーソーで南京錠を切断することとした。被災者が手袋をせずに南京錠を右手で押さえ、もう一人の作業員がセーバーソーで南京錠を切断していた際に、刃が切断面から滑り被害者の指先に接触し、切創した。</p> <p>【人的原因】<br/>・セーバーソーを使用し、作業員が切断対象を押さえていた(蓋は重機で撤去することが可能だった)</p> <p>【物的原因】<br/>・セーバーソーの刃が切断面から滑り被害者の指先に接触した。<br/>・被災者は保護手袋をせずに、素手で押さえていた。</p> <p>【管理的要因】<br/>・リスクアセスメント時、適切な作業方法について詳しく周知を行わなかった。</p> | <p>【人的対策】<br/>・無理にセーバーソーを使わずに重機での解体とする。</p> <p>【物的対策】<br/>・セーバーソーを使用する際は、南京錠部分を切断せず、作業員が一人でも切断でき、尚かつセーバーソーの刃が滑らない位置を確認して切断を行う。</p> <p>【管理的対策】<br/>・朝礼後のリスクアセスメント以外にも、作業開始時にもう一度現地でのリスクアセスメントを行う。</p>  |
| 3  | 5月18日 | 水道工事 | 指    | 激突         | <p>覆工板設置のため、資材置場内でクレーン付トラックに鋼材を積み込み後、荷前れ防止用のワイヤーをレバブロックにて荷締め中に勢いよく締めた為レバブロックが横に倒れ、その反動で右手小指を鋼材に打ちつけた。</p> <p>【人的原因】<br/>・レバブロックの使用を誤り勢いよく操作した。</p> <p>【物的原因】<br/>・積み方が悪く荷締めが安定しなかった。</p> <p>【管理的要因】<br/>・荷締め作業に対する理解度の確認不十分であった。</p>   | <p>【人的対策】<br/>・職長は作業員の技量を確認し、経験不足であれば締め付けの手順を指導する。</p> <p>【物的対策】<br/>・緊結しても積み荷のズレ、変形がないことを確認してから締め付ける。</p> <p>【管理的対策】<br/>・社内全体で荷締め作業及びレバブロックの取扱いについて再教育を行う。</p>  |
| 4  | 5月30日 | 建築工事 | 両かかと | 墜落・転落      | <p>被災者は補助者無しで脚立を使用し照明器具撤去状況を確認後、降りている途中に足を踏み外して脚立とともに転倒、両足で着地したところ両踵を骨折した。</p> <p>【人的原因】<br/>・脚立を降りる際に上体を支持していなかったこと。<br/>・足元の確認が不足していたこと。<br/>・脚立の使用法を守らず、もう1名が補助しなかったこと。<br/>・補助予定の被災者が予定外に脚立を使用したこと。</p> <p>【物的原因】<br/>・脚立の単独使用。</p> <p>【管理的要因】<br/>・現場代理人は作業完了を確認したが、現場を離れる際に作業をしないことを確認しなかったこと。<br/>・全体の危険予知活動のほかに、作業前個別の危険予知活動を指導しなかったこと。</p>  | <p>【人的対策】<br/>・作業員の健康状態や身体状況の声掛け確認を徹底すること。<br/>・脚立使用時は補助者を付け安全保持を徹底するとともに、手荷物なしの昇降など適正な脚立使用を徹底すること。<br/>・予定外の作業は行わないよう徹底すること。</p> <p>【物的対策】<br/>・脚立脚面に滑り止め処置を施すこと。<br/>・KYなどにより作業に潜む危険を取り上げ対策等を徹底するとともに、作業配置・役割・手順などの確認を徹底すること。</p> <p>【管理的対策】<br/>・原則として高齢者に高所作業はさせないよう徹底すること。<br/>・事業場内の点検を密に実施し、不安全な状態や行動がないよう点検を徹底すること。</p> |
| 5  | 6月15日 | 建築工事 | 指    | はさまれ・巻き込まれ | <p>外部足場に朝顔の取付中、3人で共同作業とし部材を支えながら取付作業をしていたが、根元取付部のクランプを緩め、調整作業をしていた際に、朝顔の部材が下方に下がり、クランプ部材と足場コマの間に左手差し指を挟み込んでしまった。</p> <p>【人的原因】<br/>・部材の調整作業中の声掛けが不十分な状態で相互の状態を確認しないまま作業した。</p> <p>【物的原因】<br/>・作業中の部材の滑動に対する措置が不十分だった。</p> <p>【管理的要因】<br/>・朝顔の組立に関するリスクアセスメントを怠っていた。</p>  | <p>【人的対策】<br/>2人以上での共同作業時における声掛けについて再教育し徹底する。</p> <p>【物的対策】<br/>重荷物である部材等を取り扱う作業においては、部材を固縛・結束し、滑落・滑動防止の措置を講じての作業とする。</p> <p>【管理的対策】<br/>当該事故に関する作業(朝顔取付、解体)についての作業手順書及びリスクアセスメントを作成し、作業員へ周知する。</p>   |
| 6  | 6月28日 | 土木工事 | 左かかと | 激突され       | <p>被災者が丁張を直そうとかがみこんだ状態で、側溝の基礎砕石敷均し作業をしていたバックホウの後方に入り込んだため、死角に入りオペレーター・誘導者が気づかず、バックホウが後退した際に、被災者の左かかと部分と接触し受傷した。</p> <p>【人的原因】<br/>・誘導者に知らせず作業半径内に立ち入ってしまった。</p> <p>【物的原因】<br/>・機械旋回せずバックしてしまった。</p> <p>【管理的要因】<br/>・立入禁止指示の周知不足。</p>   | <p>【人的対策】<br/>・誘導者・オペレーターの確認なしで作業エリアに立ち入らない。</p> <p>【物的対策】<br/>・重機接触防止装置(エスカルバー)をバックホウに取り付ける。</p> <p>【管理的対策】<br/>・当日に緊急安全大会を開催し上記項目を決定・周知した。<br/>・今後も新規入場者教育時等での周知を徹底する。</p>  |

|    |       |      |      |       |  |   |
|----|-------|------|------|-------|--|---|
| 7  | 6月30日 | 土木工事 | 胸・腰  | 墜落・転落 | 被災者は、橋座面において支取替のボルト締め取付作業に伴うボルトが緩んでいないか再確認を行っていた。隣の支取替位置へ移動するため立ち上がりとした際に立ち眩みし、橋座面から吊足場内へ墜落し、吊足場に設置していた資材運搬台専用レールに背中を打ちつけて負傷した。<br>【人的原因】<br>・墜落の危険性を軽視した。<br>・被災者の不注意等により墜落した。<br>【物的原因】<br>・橋脚上に手摺を設置していなかった。<br>・昇降設備及び墜落防止等の安全対策が不十分だった。<br>【管理的原因】<br>・作業場所の確認が不十分であった。<br>・作業手順書や作業打合せ指示書、KY活動が不十分であった。  | 【物的要因】<br>・高さ2m未満の作業床上においても、高さ2m以上の安全対策を規定する労働安全衛生規則に準じた安全対策を実施するなど、個別の現場状況を踏まえ、墜落に対する措置を講ずること。併せて、4S活動を徹底すること。<br>【人的・管理的要因】<br>・現場状況に合った具体的な作業手順書を作成したうえで、全作業員に対し、当該手順書や事故原因の分析結果を周知し確認させるなど安全教育・指示を徹底すること。   |
| 8  | 7月10日 | 土木工事 | 熱中症  | その他   | 被災者は、歩道において軽量コンクリート打設作業を行っていたが、作業終了時点で手のしびれを訴えたため、熱中症の疑いがあることから、病院で診断を受けた。<br><事故原因><br>【人的原因】<br>気温が高く、風も弱く、作業中にもかかわらず、打設完了間際であったため休憩、吸水より作業を優先させると熱中症を軽視する油断があった。<br>【物的原因】<br>現場にクーラーボックスを置いて水分補給等準備はしていたが、1箇所しかなく、気軽に給水できる状態ではなかった。<br>【管理的原因】<br>夜勤専門の作業員に対して、日中の暑さへの配慮せず、朝から他の作業員と同じ作業をさせた。  | 【人的対策】<br>作業員には2時間に1回程度の休憩を徹底させる。現場代理人はチェックシートで確認する。<br>【物的対策】<br>クーラーボックス及び塩分タブレットを複数箇所（3箇所程度）に置く。<br>【管理的対策】<br>直近の勤務形態、睡眠時間、朝食、過度の飲酒等の状況を管理するチェックシートを作成し提出させるようにし、夜勤から切り替わる者には軽作業を担当させる。<br><br><その他資料><br>・事故概要<br>軽量コンクリート打設後に熱中症が2名発生した。  |
| 9  | 7月10日 | 土木工事 | 熱中症  | その他   | 上記と同じ  | 上記と同じ   |
| 10 | 7月17日 | 土木工事 | 熱中症  | その他   | 資材置場内で作業員が材料積込中、道路側の出入口で待機していた交通誘導員が倒れた。<br><事故原因><br>【人的原因】<br>・熱中症にならないという油断があった。<br>【物的原因】<br>なし。<br>【管理的原因】<br>・交通誘導員の体調を把握できていなかった。<br>・休憩しやすい環境が整っていなかった。  | 【人的対策】<br>・安全会議を開催し、作業員、交通誘導員も含めて全体で熱中症に対する危機意識を強める。また、熱中症に対する応急処置について把握させる。<br>【管理的対策】<br>・作業前のKY活動にてWBGT値を活動表に記載し、現場の参加者の体調を確認し、場合によっては作業時間を短縮する。<br>・休憩時の健康チェックを実施する。<br>・交通誘導が必要な場合を除き、休憩所で待機するよう現場代理人が指示する。<br>・資材置場内に休憩用の椅子や日除けのパラソル等を設置し、水分・塩分補給しやすい環境を整える。また、水分補給に使う飲料水と塩分補給に使う塩分タブレットは常に各2つ以上をクーラーボックスに常備させ、使用した分は現場代理人が補充する。  |
| 11 | 7月18日 | 建築工事 | 熱中症  | その他   | 【第一報内容】室内（大ホール）にて天井の見切り取付工事の作業中、体調不良を訴える。症状は、頭痛、下痢、吐き気、節々の痛みがあり、医師は、下痢、節々の痛みは熱中症の症状ではないが、頭痛があるので、熱中症と判断された。なお、下痢が続く場合はウイルス性（他の病気）の原因も考えられるとのこと。<br>【第二報内容】7/20〜程度頭痛以外の症状は無いが、念のため再度病院へ行った所、熱中症からの頭痛と診断された。<br><事故原因><br>【人的原因】個人の体調管理不足。<br>【物的原因】<br>【管理的原因】現場では着手当初から、KY用紙にて体調管理欄を設け現場運営を行っていたが、具体的に誰がどの時間に確認するかを定めていなかった。   | 【人的対策】<br>・自分の体調等に違和感がある場合には、職長にすぐに報告相談すること。<br>・現場に入る際には、事前の水分補給や空調服を着用を徹底していたが、日ごろの体調管理を徹底し十分な休息をとるようにする。<br>【物的対策】<br>・作業場所だった大ホール天井部には、工業用扇風機を8台設置していたが、より全体に風がいきわたるよう工業用扇風機を10台増設した。<br>・塩飽がなくならないように塩飽置き場の状況チェックをこまめに行い、塩飽の在庫が切れないように、毎日確認する。<br>【管理的対策】<br>毎日行う朝礼にて、改めて熱中症対策を徹底するよう指示。<br>・体調管理を徹底するように再度周知。またKY用紙の運用の仕方として、KY時に体調の良し悪しを職長が直接、確認しKY用紙にチェックする。<br>・安全衛生協議会において、熱中症の発生の報告、今後の再発防止策について周知 |
| 12 | 7月21日 | その他  | 左手挽骨 | 転倒    | 除草作業中に前日降った雨により滑りやすくなった緩やかな傾斜地で滑り転倒した。転倒時に左手より着地したことにより左手挽骨を骨折した。<br><事故原因><br>【人的原因】<br>前日までの雨で地盤が悪い状況のなか、スパイク足袋を履いているから大丈夫と過信して足元の注意を怠った。<br>【物的原因】<br>前日までの雨で、大変滑りやすくなっていた。<br>【管理的原因】<br>・作業員の作業配置・作業内容に気配りが足りなかった。<br>・集積車の近くに集草したため緩い傾斜地に集めてしまった。集積場所設定を誤ってしまった。<br>・被災した作業員は、実務経験年数(10年以上)が長く大丈夫と言う気持ちで作業に従事させていた。<br>・被災当日の気象は曇りで雨天でなかったことから地盤の状況確認を怠ってしまった。   | 【人的対策】<br>・作業員同士で現場状況を共有して油断せず安全最優先で作業に着手する。<br>【物的対策】<br>・作業エリア状況確認、地面が雨で滑る場合などは作業予定変更やスパイク足袋を過信せず、安全な場所を通行する。報告書のとおり確認<br>【管理的対策】<br>・作業確認・指示、作業前KY活動において、危険箇所の抽出及び確認を行う。   |
| 13 | 7月25日 | 水道工事 | 熱中症  | その他   | 被災者は、午前中は宅地内の人力掘削作業に従事しており、10時、10時半、11時に休憩と体調確認を実施し、作業中もこまめに水分補給をしていた。昼休みになり現場代理人が各作業員に体調確認をしたところ、当該作業員も汗が止まらず手足に痛みがあるとのこと、他の作業員の運転するD t (3t)にて泉病院へ搬送し、現場代理人も現場代理人の車で同行した。<br><事故原因><br>【人的原因】<br>作業員は10時、10時半、11時の休憩の他こまめに水分補給していたが、昼休みに作業がひと段落するよう作業員に集中しており、作業員間での声掛けが少なくなった。<br>【物的原因】<br>住宅地であり、日陰を作る高い建物や樹木がなかった。<br>【管理的原因】<br>熱中症の指数計を現場に設置し、こまめに休憩や水分補給を行い作業員に声をかけ体調確認を行っていたが、体調不良者に気づけなかった。今後は体調確認の際は声掛けだけでなく会話による体調確認をする。 | 【人的対策】<br>自分は大丈夫と思わない。熱中症を正しく理解し、休憩時の水分補給だけでなく、作業中もこまめに水分や栄養補給をする。<br>【物的対策】<br>休憩所には風通しの良い日陰を作り直射日光を避ける。また、氷水や冷凍タオル等を準備する。<br>【管理的対策】<br>気象情報を作業前に確認し、熱中症の発生の恐れがあるときは休憩時間をより長く確保し、体調確認の際は声掛けだけでなく会話による体調確認をする。   |

|    |       |       |     |        |  |   |
|----|-------|-------|-----|--------|--|---|
| 14 | 7月26日 | 建築工事  | 熱中症 | その他    | <p>事故内容：熱中症の発生<br/>原因：高温の外気温</p>   | <p>【人的対策】<br/>昼食を摂れない方は無理せず、休憩を延長して昼食を摂ってから午後の作業を行う。</p> <p>【管理的対策】<br/>昼食を13:00より行い、昼食を摂ったか、体調不良者はいないか確認を行う。</p>   |
| 15 | 8月3日  | 設備工事  | 熱中症 | その他    | <p>負傷者が直射日光があたる場所において作業を行い、昼休憩の為詰所に戻る際に立飲みを起こし産り込んだ。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>特になし。<br/>【物的原因】<br/>特になし。<br/>【管理的原因】<br/>気温34℃WBGT値3.2℃で、直射日光にさらされながらの作業を行っていた。</p>  | <p>【物的対策】<br/>直射日光を避けるテントを新たに設置した。</p> <p>【管理的対策】<br/>直射日光があたる場所での作業を中止し、室内での作業に切り替えた。やむをえず同様の作業を行う場合は建物の日陰になる午後に作業を行うこととした。</p>  |
| 16 | 8月3日  | 建築工事  | 熱中症 | その他    | <p>被災者は校舎1階給食室で内部解体作業中に体調不良を訴えた。症状は手足の攣りと嘔吐で、医師から熱中症と診断された。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>休憩は取っていたが、水分・塩分の摂取量が足りていなかった。<br/>【物的原因】<br/>なし<br/>【管理的原因】<br/>なし</p>  | <p>【人的対策】<br/>・水分・塩分の補給はのどが渇かなくても補給する。</p> <p>【物的対策】<br/>①熱中症対策用品の設置<br/>・現場にクーラーボックス(経口補水液、塩飴、冷間用品)設置<br/>②作業環境<br/>・休憩所にクーラー設置、冷やした部屋の中で休憩してもらう。<br/>・冷水機による水分補給を行う。</p> <p>【管理的対策】<br/>①朝礼にて<br/>・体探等で作業員の顔色を確認。<br/>・朝礼にて本日のWBGTの数値を伝える。<br/>・KYミーティングにて各グループごとに体調確認を行う。<br/>②水分・塩分の補給<br/>・水分・塩分の補給はのどが渇かなくても補給するよう周知する。</p>               |
| 17 | 8月4日  | 建築工事  | 熱中症 | その他    | <p>事故内容：熱中症の発生<br/>原因：高温の外気温</p>   | <p>【人的対策】<br/>昼食を摂れない方は無理せず、休憩を延長して昼食を摂ってから午後の作業を行う。</p> <p>【管理的対策】<br/>一日の休み時間を10:00、お昼、15:00の他に1時間ごとに水分・塩分補給のための小休憩をとり、体調を整えさせる。</p>  |
| 18 | 8月17日 | 設備工事  | 指   | 切れ・こすれ | <p>被災者は、衛生陶器の撤去分別作業を行っていたところ、破片に左手小指が当たってしまい負傷した。右手は軍手を着用していたが、電話対応できるよう左手は薄手のゴム手袋のみ着用していた。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>保護具を使用しなかった。<br/>【物的原因】<br/>保護具の未着用<br/>【管理的原因】<br/>基準心得の教育不十分</p>  | <p>【物的原因】<br/>・保護具の適正使用の徹底</p> <p>【管理的原因】<br/>・現場代理人による現場巡回の強化</p>  |
| 19 | 9月9日  | 建築工事  | 熱中症 | その他    | <p>エレベーター建屋建築工事に伴う、東側道路の24時間交通整理員1名が、体調不良となり、救急車にて病院へ搬送された。交通整理員は、警備開始後10:30ころに急に体調不良となった。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>水分・塩分補給は常々作業員に周知していたが、睡眠不足による体調不良状態で業務を行っていた状態を、本人からの申告がなかったため、被災者の体調を確認不足で見逃した。<br/>【管理的原因】<br/>水分・塩分補給・こまめな休憩は毎朝礼時に、常々作業員に周知していたが、ひとりひとりの体調不良状態まで把握できていなかった。</p>                                     | <p>【人的対策】<br/>毎朝礼で呼びかけ徹底している、水分・塩分・こまめな休憩といった熱中症対策を各作業員が行い、少しでも体調が悪いときは監督員等近くの作業員に報告の上、無理せず早めに休憩を取るようになる。</p> <p>【物的対策】<br/>24時間交通整理員の配置場所には休憩場所が確保できなかったため、工事用地内の仮設庇等、日陰になる休憩所を提供し、水分・塩分がすぐ提供できるようミネラルウォーターや塩タブレットを現場に常備する。</p> <p>【管理的対策】<br/>作業員全員に対して毎朝礼で熱中症対策を徹底し、現場監督員の巡回回数を増やし、作業員全員の体調確認をこまめに行い、作業員の体調管理記録を取る。その際以上のある作業員は直ちに休憩させる。</p> |
| 20 | 9月15日 | 下水道工事 | 右足  | 転倒     | <p>夜間作業終了後、現場内の産業ボックスにスポンジを投棄後、飛散防止ネットに両足をひっかけ転倒。右足側面を打撲し、右足靭帯に力が入らず自力で立ち上がることができない状況。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>ゴミ捨て後に飛散防止ネットをかける際、地面に垂れ下がるまで手前に引っ張りすぎた。<br/>【物的原因】<br/>飛散防止ネットのサイズが大きかったため、ネットのかけ方によっては地面に垂れ下がり、足に引っ掛かる状態となっていた。<br/>【管理的原因】<br/>飛散防止ネットのかけ方により事故が発生するという認識が薄かったため、日常点検表(チェックリスト)に項目がなく安全管理ができていなかった。</p> | <p>【人的対策】<br/>・再発防止対策会議を実施。危険予知活動実施時に注意喚起を行う。</p> <p>【物的対策】<br/>・飛散防止ネットに足が入らないように網目を小さくし、適切なサイズに交換する。<br/>また、手前に垂れ下がりやすいネット奥側の一部を固定する。</p> <p>【管理的対策】<br/>・日常点検表(チェックリスト)に飛散防止ネットの状態を確認する項目を追加し、日々安全管理を行う。</p>   |

|    |        |      |      |            |   |  |
|----|--------|------|------|------------|---|--|
| 21 | 9月19日  | 水道工事 | 左足   | はさまれ・巻き込まれ | <p>舗装版積込中に被災者がダンプトラック助手席に置いてある荷物をドアを開けて取ろうとしたときに、ダンプトラックの運転手が移動の合図があったため動かしたところ左足を轢かれたもの。当初、痛みが無かったため作業を継続したが、昼休憩後に痛みが発生したため、急遽病院へ行くこととした。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b><br/>         作業員間連携の確認不足<br/> <b>【管理的要因】</b><br/>         ダンプトラックが動かせない状態で待機していた</p>  | <p><b>【人的対策】</b><br/>         作業を行う際は周囲の確認・合図の徹底をする。<br/>         合図確認も一方的にではなく、両者の意思疎通を確認してから作業を開始する。</p> <p><b>【管理的対策】</b><br/>         車両一時停止(作業待機時)の際は、サイドブレーキをかけること及びギアを抜くこととする。</p>  |
| 22 | 9月29日  | 建築工事 | 頭部   | 墜落・転落      | <p>撤却伊解体のための養生(ダイオキシン除去)下地足場の設置作業中に、下部での作業が終了した被災者が、足場屋上部で足場板固定作業している職長のところへ行き、固定されていない短い足場板上に足を踏み入れ、天秤状態になり足場板とも墜落。屋上部の作業者は視線にハルネスをかけて作業していたが、被災者はフルハルネスを付けていたものの、視線などに掛けていなかった。</p> <p>転落途中で解体対象物の手すりに当たり、最終的にコンクリート床に頭部を打ち付けたと思われる。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b><br/>         墜落制止用器具を使用していなかった。<br/> <b>【物的原因】</b><br/>         1m足場板の固定用短観間隔が狭かった。<br/> <b>【管理的要因】</b><br/>         作業開始前に作業従事者を集め、命令系統、安全事項、作業内容の周知を行ったが活かされなかった。</p> | <p><b>【人的対策】</b><br/>         作業を行う際は周囲の確認・合図の徹底をする。<br/>         合図確認も一方的にではなく、両者の意思疎通を確認してから作業を開始する。</p> <p><b>【物的対策】</b><br/> <b>【管理的対策】</b><br/>         車両一時停止(作業待機時)の際は、サイドブレーキをかけること及びギアを抜くこととする。</p>   |
| 23 | 9月30日  | 設備工事 | 左手小指 | はさまれ・巻き込まれ | <p>被災者は、大ホール下手にて3名での立上げ配管取付作業時に、上部作業員に配管を渡す際(荷渡し時)に体制を崩し、左手小指を作業車の手摺と配管で挟んでしまい、骨折した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b> 電線管の重量(E75※15kg程度)を軽視し、体勢を崩す・滑り落ちる等の危険予知をしておらず、1人作業を行ってしまったため。<br/> <b>【物的原因】</b> 荷ぶれ防止の対策不足。<br/> <b>【管理的要因】</b> 作業にあたり2人で作業を行う等の作業指示を怠ってしまったため。</p>   | <p><b>【人的対策】</b> 作業ごとの事前ミーティングの強化。</p> <p><b>【物的対策】</b> 作業手順書に則り、ロープにて荷ぶれ・落下を防止する。</p> <p><b>【管理的対策】</b> 施工計画書へ荷上げ作業についての方法及び合図等の記載、現場に則した作業手順書の作成</p>   |
| 24 | 10月5日  | 建築工事 | 右腕   | 激突され       | <p>執務室既存防煙垂壁解体作業中を2名で実施していた際、防煙垂壁枠より硝子を外した時に、受取側が硝子を支えきれず、バランスを崩した硝子が被災者右腕にあたり、切創した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b><br/>         ・硝子重量が作業員の想定を超えており、硝子材をきちんと支持できなかった。<br/> <b>【物的原因】</b><br/>         ・仮設足場が脚立だったため、作業足元が不安定だった。</p>  | <p><b>【管理的対策】</b><br/>         ①解体工事作業手順の細分化<br/>         防煙垂壁解体の施工手順について詳細まで明確に記載がなく、作業員の経験の元、解体を実施してしまったため、解体作業の手順の明文化を行う。<br/>         ②上記内容に伴い、防煙垂壁等の硝子解体時は硝子用吸盤器を使用し、万が一解体材が落下したとしても、落下対象下には作業員等の体がない状況で作業することをルール化。</p>  |
| 25 | 11月11日 | その他  | 両肩   | 墜落・転落      | <p>高木を剪定する作業中、昇降時に安全帯を外したタイミングで足掛かりの枝が折れて高さ約4mから転落し、頸椎と両肩の骨折を伴う重症を負ったもの。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b><br/>         ・昇降時における安全帯フック着脱の際、足掛かりの枝が折れて転落する危険性を軽視し、油断した。<br/> <b>【管理的要因】</b><br/>         ・履行計画書に高木からの転落防止に係る安全対策の具体的な記載が無く、作業安全指示が不十分だった。</p>   | <p>&lt;人的対策&gt;<br/>         ・再発防止対策会議を実施する。<br/>         ・KY活動実施時に注意喚起を行う。</p> <p>&lt;物的対策&gt;<br/>         ・墜落正用器具の取り付け設備として樹木の幹や丈夫な枝に巻付けロープを設置する。<br/>         ・墜落正用器具はフルハルネス型及び二丁掛けのものを使用する</p> <p>&lt;管理的対策&gt;<br/>         ・事前に樹木の状態を調査しそれに応じた適切な作業計画を定めて枝折れ等の危険性が懸念される場合には高所作業車を使用する<br/>         ・作業方法、転落防止措置、作業の危険性等について安全教育を計画的に実施する。</p> |
| 26 | 11月14日 | 建築工事 | 膝    | 切れ・こすれ     | <p>型枠工事中に面木をステーブル(針)で止めていた際、膝で型枠を押さえながら自分に向かって打っていたところ、針がベニヤを貫通して押えていた膝に刺してしまった。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/> <b>【人的原因】</b><br/>         ・型枠を押さえるときに、施工しやすいように膝を支えにしてしまった。<br/> <b>【物的原因】</b><br/>         ・短い針でも良かったのに現場にあった長い針を使用した。<br/> <b>【管理的要因】</b><br/>         ・過常作業のため本作業に対する特別な指示はしていなかった。</p>   | <p>&lt;人的対策&gt;<br/>         ・ステーブル(針)を打込む際は、打込み部へ体の部位を当てていないか確認する。</p> <p>&lt;物的対策&gt;<br/>         ・ステーブル(針)を打込む際は、適正な針の長さで行う。</p> <p>&lt;管理的対策&gt;<br/>         ・KYK活動にて機械・工具使用時の事故を想定して対策をたてる。</p>   |
| 27 | 11月28日 | 土木工事 | 右足   | 転倒         | <p>片側通行規制を行っていた交通誘導警備員が突風にあおられ転倒し負傷した。<br/>         ※3名にて片側交互通行規制(1名交代要員)1名あたり80分(休憩40分)程度ごとに交代</p> <p><b>【人的原因】</b><br/>         ・なし(40分程度休憩時間を設けていた。)</p> <p><b>【物的原因】</b><br/>         ・予期せぬ突風にあおられ転倒した(作業中止になるような風は確認されていない。)</p> <p><b>【管理的要因】</b><br/>         ・なし(朝礼・KY活動時に健康状態チェックを実施し、飛散防止に対する注意喚起を行っていた。)</p>   | <p><b>【人的対策】</b><br/>         ・休憩時間(40分程度)を確保する。</p> <p><b>【物的対策】</b><br/>         ・被災場所に吹流しを設置し、風速を目標確認ができるようする。<br/>         ・交通規制材等の飛散防止対策 重りの追加<br/>         ・安全対策の強化 クッションドラム設置</p> <p><b>【管理的対策】</b><br/>         ・朝礼KY活動時に健康状態を確認し、飛散防止に対する注意喚起を行う。<br/>         ・強風時は交通誘導警備員が現場代理人に連絡し、現場代理人が現場状況を確認する。</p>                                  |

|    |       |       |     |            |  |  |
|----|-------|-------|-----|------------|--|--|
| 28 | 12月4日 | 下水道工事 | 左足  | 激突され       | <p>作業員二人でマンホール周りの舗装補修を行っていたところ、交通誘導も兼ねていた作業員一人が電話の着信により一時的に現場を離れてしまった。作業自体は終わっていたものの、残りの作業員が舗装の仕上げ具合を触手で確認しようと屈んだ際に、左折してきた一般車両に接触され、転んだはずみで左足が車両の前輪と接触したものの。</p> <p>【人的原因】<br/>・本来、作業に必要な人員（3名）を確保しないまま、作業を行った。<br/>・交通誘導員を兼ねていた作業員が、電話の着信により声掛けせず現場を離れた。</p> <p>【物的原因】<br/>・カラーコーン等の保安施設を、適切な位置に配置していなかった。</p> <p>【管理的要因】<br/>・舗装の仕上げ具合の確認において、本来必要のない触手での確認をおこなってしまった。</p>                       | <p>【人的対策】<br/>・再発防止会議を開催し、職員への安全教育及び指導を行う。</p> <p>【物的対策】<br/>・現場作業時の安全施設等の設置を行ったことをライン等のアプリを利用し報告し、他の現場にいる職員と情報共有を図る。</p> <p>【管理的対策】<br/>・外注の交通誘導員を手配し、現場調査や補修作業に同行させ3名体制で業務を行う</p>  |
| 29 | 12月8日 | 下水道工事 | 右足  | 転倒         | <p>被災者は、撤去予定のコンクリート塊を細かくする為、はつり作業を行っていたところコンクリートブレーカー（重量30Kg程度）にてはつり作業中、先がコンクリート塊からずれ、右足薬指上（安全長靴の鉄板部より内側）に落ちたため、負傷した。</p> <p>【人的原因】<br/>油断、軽視した</p>  | <p>【人的対策】<br/>・二次破砕を要するコックリ塊が発生したときは、無理に小割にせず安定した場所に移動させ、重機等で破砕する。</p> <p>【物的対策】<br/>・はつり作業を行うときは安全長靴の甲部分を保護できるプロテクターを着用する。<br/>・工具の使用前点検を徹底し、コンクリートブレーカー先端部を適切なタイミングで交換する。</p> <p>【管理的対策】<br/>・工程ごとに作業手順を作成し、危険の洗い出しや対策を立て作業員へ周知徹底する。</p>                             |
| 30 | 1月5日  | 下水道工事 | 左手首 | 切れ・こすれ     | <p>流入管路発達立坑がプレート撤去作業中、がス切断箇所の面取りのためベビースタグ使用中に、他の作業員から鉛筆の貸出し依頼を受け、スチを切らずに鉛筆を渡した際、左手首付近に接触・切傷</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>ベビースタグの電源を切らずに他の動作を行った。</p> <p>【物的原因】<br/>特になし</p> <p>【管理的要因】<br/>特になし</p>  | <p>【人的対策】<br/>・電動工具使用時、他の作業を行う際は必ず電源を切る。<br/>・保護具着用の徹底。<br/>・職長等作業監視員の配置。</p>  |
| 31 | 1月11日 | 下水道工事 | 右足  | 転倒         | <p>休憩時間となりバックホウから降りるためクローラ部分に足を乗せた際、滑って右足のみで着地し右足を捻って転倒した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】バックホウから降りる際に3点支持をしていなかった。<br/>上記に加え、前向きに降りようとした。</p> <p>【物的原因】</p> <p>【管理的要因】重機昇降時における転倒防止注意喚起は朝礼時、安全教育時に行っていたが、3点指示の厳守に関する指導が徹底できていなかったため。</p>   | <p>【人的対策】<br/>・重機からの昇降時は後ろ向きにて、三点支持の徹底で行う。<br/>・重機が停車する際は、平坦な場所を選定する。</p> <p>【管理的対策】<br/>・転倒災害について、朝礼、安全教育時に類似する災害事例等を用いて指導を徹底する。<br/>・重機に三点支持の徹底についての注意喚起ステッカーを貼付する。</p>  |
| 32 | 1月25日 | 設備工事  | 右足  | はさまれ・巻き込まれ | <p>被災者は、アンテナを取り外すためスライダ（3連梯子）を伸ばしていたところ、上段梯子が勢いよく落下し、下段梯子を持っていた左手をはさまれ指第一関節部分を裂傷した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>・ロックがかかっていると思い込み、確認をしなかった。<br/>・梯子の伸縮時に本来持つてはいけない支柱（梯子の外側部分）を持っていた。<br/>・使用前にロック金具が正常に作動することの点検を行っていなかった。<br/>・梯子を伸ばした後、上段梯子が動かないよう、昇降用ロープを踏ざん（昇降時に足をかける部分）等に固縛しなかった。</p> <p>【物的原因】<br/>・ロック金具の位置は、主作業員からは踏ざんの真裏になり、見えづらい位置にあった。</p> <p>【管理的要因】<br/>・作業責任者の監視確認が不十分だった。</p> | <p>【人的対策】<br/>・梯子使用時の注意事項についてマニュアルを作成し、作業員全員に再教育・指導を行い、作業従事者は作業開始前に再度マニュアルを確認する。<br/>・作業開始前に点検シートを用いて梯子の点検を行う。<br/>・梯子を伸ばした後は、確実にロックがかかっていること、支柱に指をかけている者がいないことを主作業員と補助作業員で声掛け・指差呼称により確認し、昇降用ロープを踏ざん等に固縛する。</p> <p>【管理的対策】<br/>・梯子を使用する際は、作業責任者は不安全状態が無いよう監視に専念する。</p> |
| 33 | 1月30日 | 建築工事  | 右手  | 切れ・こすれ     | <p>被災者は、屋上防水工事作業中、バケツ先端を高圧洗浄機を使用して洗浄していました。作業中にバケツに亀裂が入り漏れ出したところを、素手で押えたとこ、水圧で右手親指を挫刺した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>被災者が、高圧洗浄機のホースに亀裂の入った部分を素手で触ったため</p> <p>【物的原因】<br/>点検を怠り、亀裂が入りそうな部分を確認しないまま作業を進めてしまったため</p> <p>【管理的要因】<br/>始業前点検の周知をきちんと行わなかったため</p>   | <p>【人的対策】<br/>・手袋類の適正使用（水を含む場合は作業はゴム手袋を必ず装着する。）</p> <p>【物的対策】<br/>・始業前点検で工具及び機械類の異常を確認する。故障が見受けられた場合は、即座に使用を中止する。</p> <p>【管理的対策】<br/>・始業前点検の周知、持込み機械類の動作確認。</p>  |
| 34 | 2月20日 | 建築工事  | 目   | 激突され       | <p>バルコニー手摺脚周りのシーリング撤去作業を行っていた際にカッターの刃が折れ異物が目に飛んできて受傷した。</p> <p>&lt;事故原因&gt;<br/>【人的原因】<br/>シーリング撤去の際に異物が目に飛んできてくると思わず作業をしていた。</p> <p>【物的原因】<br/>カッターの刃が出過ぎていた。</p> <p>【管理的要因】<br/>保護メガネを着用していなかった。</p>   | <p>【人的対策】<br/>現場にて再発防止協議会の実施。全作業員への事故詳細内容の周知、防止策の検討、対策の実施事項を教育。</p> <p>【物的対策】<br/>保護メガネの着用</p>   |